



# くらしの相談所

【問合せ先】  
市民生活課市民相談センター・  
消費生活センター（☎28-9110）

## 悪質業者の電話勧誘にご注意を!

市民相談センター・消費生活センターに、しつこい勧誘電話が来て困っているという相談が多く寄せられています。

悪質業者は、あらゆる手口や口実を使って契約を迫ってきます。相手に遠慮して、電話を切れず話を聞いているうちに、いつの間にか契約したことにされている場合もあります。次の対策を実践しましょう。



### 【対策】

- ▼「話だけでも」と言われても「失礼します」と伝え、話の途中でも電話を切る
- ▼相手に聞かれても、自分や家族のことは話さない
- ▼勇気を出して、「お断りします」とはっきり伝える
- ▼大切な要件であればメッセージは残るため、ふだんから留守番電話にしておく



## 1月～3月は悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。



### 【市民生活相談・消費生活相談】

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

### 【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝3月5日（土）13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）